

「復興特別所得税」に関するご案内

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されました。

これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる、預金・定期積金・公共債の利子所得に対し、「復興特別所得税」として所得税額に対し 2.1% が追加的に課税されることになりました。

【預金・定期積金の利子や出資配当金に対する課税税率】

	預金・定期積金の利子	出資配当金
平成 24 年 12 月 31 日	20% (所得税 15%、住民税 5%)	20% (所得税 20%)
平成 25 年 1 月 1 日から 平成 49 年 12 月 31 日	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)	20.42% (所得税 20.42%)

- 平成 24 年 12 月 31 日以前よりお預けいただいているご預金等につきましても、平成 25 年 1 月 1 日以降にお支払する利息に対し、一律で復興特別所得税が課せられます。
- マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。

※ 当組合の既製公告宣伝物等（チラシ・ポスター・説明書等）に復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。

「復興特別所得税」についての詳細は、財務省や国税庁のホームページをご確認ください
ますようお願いいたします。